

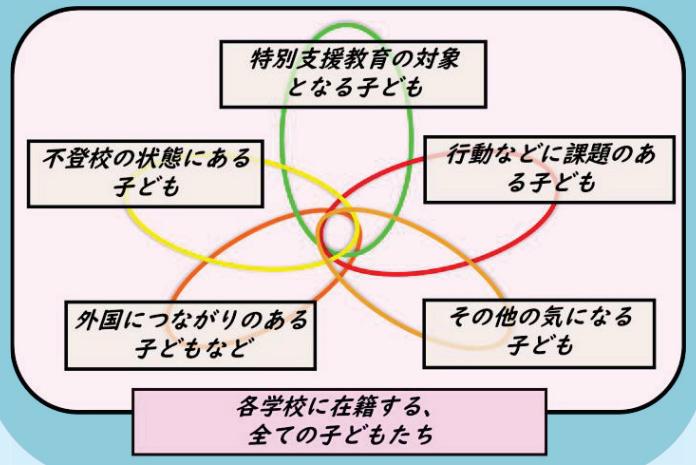


支援教育リーフレット (Educational Support for All Students) について

「支援教育リーフレット」は、全ての教員の支援教育の専門性向上を目指し、総合教育センターが発行するリーフレットです。

神奈川県が取り組んでいる支援教育は下の図のように全ての子どもの教育的ニーズを対象にしています。Vol.1は、特別支援教育の対象となる障害種をテーマとしています。

神奈川の支援教育



「支援教育リーフレット」活用の方法

☆小・中・高等学校等の先生は支援教育への入口としてご活用ください。

このリーフレットは、支援教育に関する基礎的な内容をできるだけコンパクトにまとめています。目の前の気になる子どもたちを、どう支援していくべきかという時に開いてみてください。

☆特別支援学校の先生は、地域の学校等での研修や情報提供等を行う際にご活用ください。

センター的機能の一環として、小・中・高等学校等より研修依頼等を受けた際の導入資料や情報提供資料としてご活用ください。

オーダーに応じて、リーフレットの内容を発展させたり、ワークシートは、研修を展開していく際の「ツール」として、ご活用ください。関連情報リストを検索し、事前準備にもお役立てください。



「関連情報リスト」詳しい情報はこちら！※キーワード検索はキーワードをのせています

キーワード検索はこちら！(関連する8障害種の頭文字をつけています)

文科省 4. 障害に配慮した教育 視聴知肢病言

文科省 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編全

発達障害ナビポータル 発

NISE 聴覚障害教育Q&A50 聴

文科省 5. 発達障害について 発

文科省 障害のある子供の教育支援の手引き 全

文科省 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 全

NISE インクルDB 全

関連書籍はこちら！(関連する8障害種の頭文字をつけています)

『特別支援教育の基礎・基本2020』独立行政法人国立特別支援教育総合研究所著作 ジアース教育新社 全

参考文献等

- 文部科学省 4. 障害に配慮した教育
- 文部科学省 5. 発達障害について
- 文部科学省 障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
- 文部科学省『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）』
- 文部科学省『特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領』
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 2020『特別支援教育の基礎・基本』ジアース教育新社
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 2021『病気の子どもの教育支援ガイド』ジアース教育新社
- 総合教育センター『支援を必要とする児童・生徒の教育のために』
- 総合教育センター『サポートブック』

支援教育 リーフレット

EDUCATIONAL SUPPORT FOR ALL STUDENTS



特別支援教育の対象となる 障害種について知る



Vol.1





障害がある人の生活を想像しながら学んでみましょう。→→→ 考えたことを他の人と共有してみよう！

知的障害

知的障害とは、一般に、同年齢の子どもと比べて、「認知や言語などに関わる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われています。例えば、記憶の保持などの困難さから一度に多くのことを習得することが難しかったり、見通しを持ちにくくことから持続することが難しかったりすることがあります。

- 見通しを持って活動できる工夫
- 成功体験を積んで自信をつけられる工夫
- 目標達成のしやすい段階的な指導
- 日常生活に結び付いた活動を実際的な状況下で行う工夫
- 生活年齢に即した指導
- 興味関心や得意な面に着目した教材・教具等の工夫

視覚障害・弱視

視覚障害は、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりすることが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等があります。

- 触覚や聴覚、保有する視覚等を活用した学習
- 環境の整備（通路やトイレなど）
- 座席位置の配慮（距離や光など）
- 弱視レンズ等の拡大機器、情報機器等の活用
- 説明の際の配慮（具体的な指示）
- 移動のための技術の習得（白杖歩行等）
- 「自分のことは自分で」が基本

聴覚障害・難聴

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態が一人ひとり異なるため、聴覚障害のある子どもには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語をはじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

- 聴覚障害の状態に応じて、音声や文字、手話、指文字等を活用した、的確なコミュニケーションの獲得
- 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やICT等の活用
- 教員は口形が見える位置で話す

発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。例えば、自閉症は、他者の表情から気持ちを読み取ることが難しい、学習障害は、文章読解が苦手、板書が不正確である、鏡文字になってしまふ、注意欠陥多動性障害は、落ち着きがない、忘れ物が多いなどの様子がみられることがあります。

- 特性や発達段階に応じ苦手部分を支援する教育環境の整備
- ICT等の活用（デジタル教科書、タブレット端末等）
- 視覚的な提示の工夫（ルール、スケジュール、時間等）
- 社会性のつまずきに対するソーシャルスキルの支援
- 自分に合った学び方ができる工夫
- 二次障害に繋がらないような適切な対応

情緒障害

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。

その状態は、心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉が出ない選択性かん默や不登校などとして現れることがあります。

- 安心できる雰囲気や情緒が安定する環境の整備
- 見通しを持ちやすくするためのスケジュール等の視覚的な提示の工夫
- 実際に応じ、共感しながら一緒に活動する、筆談などの話し言葉以外のコミュニケーション手段を活用する等の工夫



病弱・身体虚弱

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいいます。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいいます。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しません。

病気の種類としては、気管支喘息、アレルギー疾患、腎臓病、精神疾患、悪性新生物など、多種多様です。病気や治療への不安や、行動や生活が制限されることへの不満などを抱えていたり、入院や通院のために学習の遅れが生じたりする状況が多くみられます。一人ひとりの困っていることを的確に把握した上で指導に当たることが大切です。

- 指導内容の精選
- 健康状態の維持や管理（自立活動との関連性）
- 体験的な活動の工夫（疑似体験や間接体験、仮想体験等）
- 教材・教具、補助用具の工夫（ICT等の活用）
- 病状の変化や心理状態に応じた弾力的な指導

言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であり、自己の意思表出がうまくいかないことで、人との関わりが消極的になる場合があります。

言語障害には、構音障害、吃音、言語発達の遅れ、音声障害などがあります。

- 構音障害の指導
- 話し言葉の流暢性に関する障害の指導
- 言語障害の基礎的事項の発達の遅れや偏りに関する障害の指導
- 言語機能の改善とともに心理面の支援

肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

指導に当たっては、個々の障害の状態に配慮しながら、合理的な配慮を含む必要な支援を検討し、子どもたちが主体的に自分の力を発揮できるよう進めていくことが大切です。

- 体験的な活動を通した言語概念の形成や、障害の状態や発達段階に応じた指導
- 各教科と自立活動の関連を図った指導
- 身体の動きや意思の表出の状態に応じた適切な補助具や補助的手段、ICT等の活用

※ このリーフレットでは、8つの障害種に整理して示しています。8つの障害種別で、それぞれの障害種の定義・状態像・指導や支援の方法の例が書かれています。
より詳しい内容は、裏面の「関連情報リスト」を参考にしてください。

